

全国発達支援通園事業連絡協議会 厚労省懇談 メモ

日時 2019年1月7日(月) 10:00-11:30

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室

室長 山口 正行 氏

室長補佐 斎藤 晴美 氏

障害児福祉専門官 鈴木 久也 氏

同省 子ども家庭局 母子保健課

母子保健課係長 榎谷 綾子 氏

同省 同局 保育課

地域保育係長 鈴木 彰 氏

全通連 近藤、大迫、八田、豊留、田中、堀ノ内、中山、加藤

意見・要望 別紙

やり取りの概略

(室長)「幼児教育無償化」については、義務教育が3歳まで下がってきたと考えてもらうといい。

幼稚園は、満年齢(3歳)、保育所は学年(3歳児)の違いがあるが、現状その方向。

障害は保育に合わせる。並行通園で矛盾が生じるだろう。

費用負担があることでハードルになりますか?(室長)

(全)有償化や負担増でやめた子どもがいるのは事実。

お金よりハードルを下げるのが重要。

鹿児島では、親の会で無償化を獲得。

保健師と一緒に相談だけではなく具体的な支援が必要

(室長)三鷹市で、母子保健、子育て支援、障害児支援が同じ建物の中で一体的に支援を行う形を作っている。

(全)1歳半でも遅い 大津市は10ヶ月からフォロー。歩き始める前に、愛着関係を構築するあそびの提供などが必要。

(母子保健)妊娠期から全数把握、妊娠期から子育て支援への繋ぎは、「包括支援センター」で行うことを目指している。2018年4月時点、761市町村で実施。

(室長)・「共生型」はどちらか指定を取れば片方はがいない。2016年3月に 一体実施の通達が出ている。
普及が必要。

- ・給食費については、材料費は実費負担なのかなと思う。食育とは何かと研究している。
- ・10連休は議論あるが、今回は特に対応考えていない。
- ・毎日通園・月払いについて、平行通園を前提に考えているので。

(全)0~2歳を前提に考えているので、並行通園の対象ではない。 毎日通える条件が必要。

(室長) 日割りの単価は割増して設定しているので、×30にしまうと大きくなりすぎる。

(全)日割りの弊害・矛盾を感じて欲しい。重心だけでなく、家族の問題で通って来られない子どももいる。可
訪問等、かえって手をかけているケースもある。

(室長) 家族支援を評価したい。

- ・児発管研修の件は聞いている。 テーマ別を必須化するなど検討。
逆に要望書を出して欲しい 子どもの分野はテーマ別を必須化の要望も材料になる
テーマ別すらどんな形になるかは決まっていない。現場からの声を出して欲しい。
- ・「初診待機の解消」に関する予算要望は、鹿児島モデル。子ども総合療育センターで実施。
アセスメントを心理士によるインテークの面接で。 診断を早くしようという話。
国会で「診断待ちで、列ができて、支援が遅れている」と発言

(全)「診断前の支援」を可能にする仕組みと期待したが、それとは違うことが確認できた。

障害児保育も診断を求めていることが影響しているのか。

(保育)障害児保育は交付税であり、認定事務を国は定めていない。地方も認定事務をしていないことが多く、
診断を求めることではない。

(室長) 学校は加配で診断がいる。

- ・居宅訪問型は広がっていない。全国4箇所程度14人。
児発センターは兼務でいいが、事業所は独自に指定が必要。 保育所等訪問と居宅型は同じ。

(保育) 保育の訪問型はあまり動いていない 27年からの新制度できたが。

運営が難しく、日割りになっているので保育でも課題になっている

(室長) 看護職配置加算 スコア8と5人以上はハードルが高い。実態把握している。

厚労科研で3年後の見直しに向けて調査中である。

(全)訪問看護等を利用できないか。

(室長) 雇用するよりも、効率はいいかもしれないが、現状は無理だが、医ケアに限定して訪問の受け入れを要望することは可能。厚労科研の結果を受けて。

(保育)訪問看護と保育が契約している例がある。自由診療の範囲 モデル事業で訪問看護との契約。

(母子保健)「親子教室」については交付税措置されている。包括支援センターで受け付けて繋げることをしていきたい。全国展開が先の課題、質についてはそのあとの問題(761/1741)
虐待や障害などで繋げ、支援する。母親に課題があり、親への対応で人材不足になっている。

(室長)「養育支援訪問事業」なら 一回8000円とれる。「ホームスタート」に事業を委託することもできるのではないか。

(保育)障害児は交付税措置されている。軽度発達障害も入ったのが2007年。400億の予算。

2018年には大幅に人数が増えている。軽度の方が負担が重い。総務省予算が800億に増えた
市町村人口 保育所在籍数がベースで分配されていたが、個別算定 実際に保育所にいる障害児数で計算し、分配する方向に。ただし、配られた後は交付税なので紐付きではない。

補助事業すらつけてない市町村が結構あるので、通知等で促す。障害児の定義はない
全戸訪問で保健師が判断、医者診断書、親が認めていない時が問題。

今後の課題は、医者診断書をもとに総務省に計上すること。

障害サービスを使っていることが、事由になる。

連盟通知で連携していこうとの通知を出している。(別紙参照)

以上